

作業環境測定を行うべき作業場

081125

ver.00

労働安全衛生法 → 法

労働安全衛生法

A

(昭和四十七年六月八日法律第五十七号)
最終改正:平成一八年六月二日法律第五〇号

(作業環境測定)

第六十五条 事業者は、有害な業務を行う屋内作業場その他の作業場で、政令で定めるものについて、厚生労働省令で定めるところにより、必要な作業環境測定を行い、及びその結果を記録しておかなければならない。

- 前項の規定による作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行わなければならない。
- 厚生労働大臣は、第一項の規定による作業環境測定の適切かつ有効な実施を図るため必要な作業環境測定指針を公表するものとする。
- 厚生労働大臣は、前項の作業環境測定指針を公表した場合において必要があると認めるときは、事業者若しくは作業環境測定機関又はこれらの団体に対し、当該作業環境測定指針に関し必要な指導等を行うことができる。
- 都道府県労働局長は、作業環境の改善により労働者の健康を保持する必要があると認めるときは、労働衛生指導医の意見に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、事業者に対し、作業環境測定の実施その他必要な事項を指示することができる。

労働安全衛生法施行令

B

(昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号)
最終改正:平成一八年一〇月二〇日政令第三三一号

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条 法第六十五条第一項の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 著しい騒音を発する屋内作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 坑内の作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 中央管理方式の空気調和設備(空気を浄化し、その温度、湿度及び流量を調節して供給することができる設備をいう。)を設けている建築物の室で、事務所の用に供されるもの
- 別表第二に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの
- 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場
- 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる鉛業務(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場
- 別表第六に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 別表第六の二に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

作業環境測定法

C

(昭和五十年五月一日法律第二十八号)
最終改正:平成一八年六月二日法律第五〇号

(作業環境測定の実施)

第三条 事業者は、労働安全衛生法第六十五条第一項の規定により、**指定作業場**について作業環境測定を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その使用する作業環境測定士にこれを実施させなければならない。

- 事業者は、前項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業環境測定を作業環境測定機関に委託しなければならない。ただし、国又は地方公共団体の機関その他の機関で、厚生労働大臣が指定するものに委託するときは、この限りでない。

作業環境測定法

D

(昭和五十年五月一日法律第二十八号)
最終改正:平成一八年六月二日法律第五〇号

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 事業者 労働安全衛生法第二条第三号に規定する事業者をいう。
- 作業環境測定 労働安全衛生法第二条第四号に規定する作業環境測定をいう。
- 指定作業場 労働安全衛生法第六十五条第一項の作業場のうち政令で定める作業場をいう。**
- 作業環境測定士 第一種作業環境測定士及び第二種作業環境測定士をいう。
- 第一種作業環境測定士 厚生労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務を行うほか、第一種作業環境測定士の名称を用いて事業場(指定作業場を除く。次号において同じ。)における作業環境測定の業務を行う者をいう。
- 第二種作業環境測定士 厚生労働大臣の登録を受け、指定作業場について作業環境測定の業務(厚生労働省令で定める機器を用いて行う分析(解析を含む。)の業務を除く。以下この号において同じ。)を行うほか、第二種作業環境測定士の名称を用いて事業場における作業環境測定の業務を行う者をいう。
- 作業環境測定機関 厚生労働大臣又は都道府県労働局長の登録を受け、他人の求めに応じて、事業場における作業環境測定を行うことを業とする者をいう。

作業環境測定法施行令

E

(昭和五十年八月一日政令第二百四十四号)
最終改正:平成一七年三月三十一日政令第一〇一号

(指定作業場)

第一条 **作業環境測定法 第二条第三号**の政令で定める作業場は、次のとおりとする。

- 労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)第二十一条**第一号**、**第七号**、**第八号**及び**第十号**に掲げる作業場
- 労働安全衛生法施行令第二十一条**第六号**に掲げる作業場のうち厚生労働省令で定める作業場

労働安全衛生法施行令 (昭和四十七年八月十九日政令第三百十八号)
最終改正:平成一八年一〇月二〇日政令第三三一号

(作業環境測定を行うべき作業場)

第二十一条

一 土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の**粉じんを著しく発散する屋内作業場**で、**厚生労働省令で定めるもの**

→別紙: [作業環境測定を行うべき 粉じん作業場](#)

七 別表第三第一号若しくは第二号に掲げる**特定化学物質**を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場、**石綿等**を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

→別紙: [特定化学物質](#)

八 別表第四第一号から第八号まで、第十号又は第十六号に掲げる**鉛業務**(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場

→別紙: [作業環境測定を行うべき 鉛作業場](#)

十 別表第六の二に掲げる**有機溶剤**を製造し、又は取り扱う業務で**厚生労働省令で定めるもの**を行う屋内作業場

→別紙: [作業環境測定を行うべき 有機溶剤作業場](#)

六 別表第二に掲げる放射線業務を行う作業場で、厚生労働省令で定めるもの

作業環境測定法施行規則 (昭和五十年八月一日労働省令第二十号)
最終改正:平成一九年三月三〇日厚生労働省令第四三号

(作業環境測定の実施)

第三条 事業者は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第六十五条第一項の規定により、法第二条第三号に規定する指定作業場(以下「指定作業場」という。)について同条第二号に規定する作業環境測定(以下「作業環境測定」という。)を行うときは、次に定めるところによらなければならない。

一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析(解析を含む。以下同じ。)は、当該指定作業場の属する**別表に掲げる作業場**の種類について登録を受けている法第二条第五号に規定する一種作業環境測定士(以下「第一種作業環境測定士」という。)に実施させること。

二 前号に規定する分析以外の作業環境測定は、法第二条第四号に規定する作業環境測定士(以下「作業環境測定士」という。)に実施させること。

2 事業者は、法第三条第一項の規定による作業環境測定を行うことができないときは、次に定めるところにより、当該作業環境測定を委託しなければならない。

一 簡易測定機器以外の機器を用いて行う分析は、当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について登録を受けている法第二条第七号に規定する作業環境測定機関(以下「作業環境測定機関」という。)

又は当該指定作業場の属する別表に掲げる作業場の種類について指定を受けている法第三条第二項 ただし書の厚生労働大臣が指定する機関(以下「指定測定機関」という。)に委託すること。

二 前号に規定する分析以外の作業環境測定は、作業環境測定機関又は指定測定機関に委託すること。

別表 作業場の種類 (第三条―第六条、第五十一条の八、第五十二条、第五十四条、第五十九条、第六十一条関係)

一 粉じん障害防止規則(昭和五十四年労働省令第十八号)第二条第一項第三号の**特定粉じん作業**を行う屋内作業場又は三百十八号)第六条第二十三号に

規定する石綿等を取り扱い、労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第若しくは試験研究のため製造する屋内作業場

二 電離放射線障害防止規則第五十三条第二号に掲げる**放射性物質取扱作業室**

三 労働安全衛生法施行令別表第三第一号若しくは第二号に掲げる**特定化学物質**(次号に掲げる物を除く。)を製造し、

若しくは取り扱う屋内作業場又はコークス炉上において若しくはコークス炉に接してコークス製造の作業を行う場合の当該作業場

四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号10、11、13、15、21、22若しくは33に掲げる物

若しくは特定化学物質障害予防規則(昭和四十七年労働省令第三十九号)別表第一第十号、第十一号、第十三号、第十五号、第二十一号、第二十二号若しくは

第三十三号に掲げる物を製造し、若しくは取り扱う屋内作業場又は労働安全衛生法施行令別表第四第一号から第八号まで、第十号若しくは第十六号に掲げる鉛業務

(遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。)を行う屋内作業場

五 労働安全衛生法施行令別表第六の二第一号から第四十七号までに掲げる有機溶剤に係る有機溶剤中毒予防規則(昭和四十七年労働省令第三十六号)第一条

第一項第六号に規定する有機溶剤業務のうち同令第三条第一項の場合における同項の業務以外の業務を行う屋内作業場

一部解説

上記

「四 労働安全衛生法施行令別表第三第一号6に掲げる物若しくは同号8に掲げる物で同号6に係るもの若しくは同表第二号10、11、13、15、21、22若しくは33」において、

別表第三第一号6 ベリリウム及びその化合物

同表第二号10 カドミウム及びその化合物、11 クロム酸及びその塩、13 五酸化バナジウム

等であり、

「四」は、**金属類**であることが判る。